

助成金の支給対象が有期雇用労働者の場合 雇用契約が「自動更新」であることが必要です

- ☑ 「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象者が有期雇用契約の労働者の場合、対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」であることが必要です。
- ☑ 自動更新の確認は、労働条件通知書または雇用契約書により行うため、労働条件通知書等に「自動更新」である旨が記載されていることが必要です。
- ☑ 労働条件通知書等に「自動更新」である旨が記載されていても、更新の要件が「勤務態度により判断する」等、就業規則における解雇要件を超えている場合、本助成金の対象者として紹介を受けた場合であっても、助成対象となりません。

① 契約期間に「自動更新」と明記していますか？

はい



いいえ



本助成金の対象外

有期雇用労働者の場合雇用契約書等に「自動更新」の明記が必要です

② 更新の条件「あり」となっていますか？

はい



いいえ



本助成金の対象

「自動更新」かつ「更新の条件：なし」の場合助成金の対象となります。

③ 更新の条件は、就業規則の解雇要件と同じですか？

はい



本助成金の対象

いいえ



本助成金の対象外

就業規則の解雇要件を超える場合「自動更新」と見なしません

※他の要件等により不支給となる場合もありますので、詳細は労働局またはハローワークでご確認ください。

有期雇用労働者の雇用契約について

■ 対象コース

有期雇用契約であっても上記を満たした場合に本助成金の対象となるコースは下記のとおりです。
「特定就職困難者コース」「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」「生活保護受給者等雇用開発コース」

■ 雇用契約の確認

「労働条件通知書」、または「雇用契約書」に記載されている内容により判断します。

※審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

■ 就業規則等の確認 ※更新の条件がある場合のみ

“更新条件＝就業規則等に定める解雇事由”であれば助成対象となります。

更新条件がある場合には「就業規則」を提出いただきますのでご了承ください。